

公開日: 2018/10/04 (掲載号: No.288)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第13話】「重加算税と延滞税」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第13話】

「重加算税と延滞税」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「それで・・・納税者には修正申告を勧奨したの？」

中尾統括官は税務六法を手に取り、国税通則法74条の11第3項をみる。

国税通則法74条の11（調査の終了の際の手續）3項

前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結

果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

(下線：筆者)

「はい・・・納税者は『修正申告書を提出する』と言いましたが・・・」
そう言いながら、浅田調査官は、困った表情をする。

「ただ、納税者からどれぐらいの税金を負担しなければならないのかと・・・具体的な金額を尋ねられまして・・・」
中尾統括官は、浅田調査官の顔を見る。

「そんな計算・・・簡単にできるだろう？」
中尾統括官の言葉に、浅田調査官は苦笑いしながら、頭をかく。

「まあ、そうなのですが・・・納税者との話し合いで・・・修正申告に、重加算税を賦課することになりまして・・・」
浅田調査官はバツの悪い表情になる。

「話し合いって？・・・どういう意味だ??」
中尾統括官の声が高くなる。午後からは税務調査のため所得課税第三部門は皆出張していて、2人以外、誰もいない。

「国税通則法68条に・・・重加算税の賦課要件として、隠蔽・仮装があるだろう・・・納税者は、どういう内容の申告をしていたんだ？」
中尾統括官は、税務六法のページをめくりながら尋ねる。

国税通則法68条（重加算税） ※一部抜粋

・・・納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは・・・

(下線：筆者)

「・・・経費の中に、個人的なものを故意に入れており・・・しかも、領収書を改ざんして、あたかも事業用の経費であるかのように装っていたので・・・」
浅田調査官の説明は、歯切れが悪い。

「納税者は・・・それで納得しているの？」
中尾統括官は、再び尋ねる。

「はい、それで納税者は了解しました・・・ただ、その代わりに、一部の経費については、事業用の必要経費として認めました・・・」
浅田調査官は照れ笑いをする。

「それは・・・君が納税者と交渉して、重加算税を無理矢理、取ってきたといった感じだな・・・」
中尾統括官は顔をしかめる。

「しかし、納税者は、それでかまわないと言っていまして・・・ただ、資金繰りが悪いので、税金の負担を少なくしてもらいたいと・・・」
浅田調査官は真面目な表情になって答える。

「所得税そのものは3年分で150万円なのですが・・・それに35%の重加算税を課すると200万円を超えてしまうのです・・・」
浅田調査官は、中尾統括官の机の前に立ちながら説明する。

「確かにそうだが・・・ただ、それ以上に・・・延滞税もバカにならないだろう？」
中尾統括官が付け加える。

「延滞税・・・ですか？」
浅田調査官は、中尾統括官の顔をみる。

「延滞税の計算は・・・確か1年間という特例規定があったと思いますが・・・」
浅田調査官は、中尾統括官の机の上に置いてある税務六法を開く。

国税通則法61条（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）1項1号

その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から1年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたときその法定申告期限から1年を経過する

日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間

(下線：筆者)

「国税通則法61条1項1号では、延滞税はこのように、1年間で計算することになっています。」

浅田調査官は、条文を確認する。

「・・・それは通常の場合で・・・その条文のカッコ書きで、『偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者が当該国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書を除く』と書かれているだろう・・・そうすると、偽りその他不正の行為の場合には、計算を1年間に限定するという特例規定は適用されない。」

浅田調査官は、中尾統括官の示す箇所を見る。

「でも・・・これは『偽りその他不正の行為』であって、『隠蔽・仮装』ではないのですが・・・」

浅田調査官は抵抗する。

「延滞税については、『延滞税の計算期間の特例規定の取扱いについて』（直所1-18/昭和51年6月10日）という通達がある。・・・この通達では、①重加算税が課される場合、②通告処分若しくは告発がなされた場合には、特例規定は適用しないとしている。」

中尾統括官は、机の引き出しから通達集を取り出して、浅田調査官に見せる。

「ということは・・・国の解釈としては、条文上の表現は異なるけれど、『隠蔽・仮装＝偽りその他不正の行為』と考えているんですね・・・そうすると、特例規定が適用できない場合、法定納期限の翌日から修正申告書の提出日までの期間が延滞税の計算対象となるので・・・延滞税の金額もバカになりませんね。」

そう言うと、浅田調査官は腕を組んで、思案顔になる。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。